

健感発 1221 第 1 号

平成 29 年 12 月 21 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正について（通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、風しんに関する特定感染症予防指針(平成 26 年厚生労働省告示第 122 号。以下「指針」という。)を別添のとおり改正することとなりましたので、下記のとおり通知いたします。

つきましては、今般の改正の趣旨を踏まえ、感染症対策の一層の推進を図っていただきますようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

風しんの発生報告数が激減し、物理的に疫学調査の実施が可能な件数となったことから、風しんの排除状態を達成するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）を改正し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項に基づいて行う届出について、診断から届出までの期間を「7 日以内」から「直ちに」へと変更した。これを踏まえ、指針についても所要の見直しを行う。

第 2 主な改正内容

- 1 「第二 原因の究明」の「三 風しん及び先天性風しん症候群の届出」の項における医師の届出について、「診断後 7 日以内に」を「診断後直ちに」に改

正する。

- 2 「第二 原因の究明」の「五 風しん及び先天性風しん症候群の発生時の迅速な対応」の項における感染経路の把握等の調査について、「地域で風しんの流行がない状態において、風しん患者が同一施設で集団発生した場合等に」を「風しんの患者が一例でも発生した場合に」に改正する。
- 3 「第二 原因の究明」の「六 ウイルス遺伝子検査等の実施」の項におけるウイルス遺伝子検査等の実施について、「可能な限り」を「原則として全例に」に改正する。
- 4 その他所要の改正を行う。

第3 適用期日

平成 30 年 1 月 1 日